

令和6年2月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年2月9日（金）午後2時30分～午後3時10分

2 場 所 四万十市市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
7	谷崎 容子	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	12	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主事	岡本 ほのか
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）

第3号議案 農用地利用集積計画案について（7件）

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和6年2月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号10番 芝 順子 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、秋田字曾我ノサコ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴3年の25歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の母となっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約3.8キロメートルの距離となっております。耕作面積は30アールとなります。

現在、申請地ではピーマンを栽培しており、取得後は引き続き譲受人とその家族がピーマンを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号2、番号3につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。

土地の表示は、岩田字馬路エブチ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴30年の59歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の母及び妻となっております。農機具につきましては、コンバイン、トラクター、乾燥機、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は127アールとなります。

現在、申請地では季節野菜や果樹を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が季節野菜や果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号4、番号5につきましても譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字小島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数 20 名で、農作業への従事日数は年間 300 日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのこと。耕作面積は約 41 ヘクタールとなります。

現在、申請地は果樹が植えられており、取得後はミカン等の果樹を中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

続きまして、番号6ですが、説明に入る前に、この案件は令和5年9月総会で審議したもので、承認の議決を得ていましたが、後日申請者から申し出があり、許可を取り消し、申請地を改めて許可申請をするものです。

それでは説明させていただきます。土地の表示は、下田字上馬越 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴3年の64歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、妻の2人となっております。農機具につきましては、畑に大型の農機具が進入できないため所有していないとのこと。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作予定面積は161平方メートルとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区担当の尾崎です。1番申請地の意見を発表させていただきます。1月27日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。現況畑にて面積いっぱいビニールハウスが建っており、中にはピーマンが作付けされていて、譲受人本人が作業していました。取得後もそのまま耕作していくとのことですので、周辺の農地への影響はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川地区担当の山本です。番号2と3について説明していきます。1月28日に武井推進委員と譲受人立会いのもと現地確認を行いました。申請地は譲受人が小作としてずっと作っていたところで、今回売買の申請です。現況は果樹類と季節野菜が植わってまして、果樹類は主に直七を植えていました。きれいに管理

もされていまして。取得後も今の状況を維持するということで、きれいに管理していますので問題ないと考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員からご説明があったように、全く異論はございません。非常に感心しましたことは、極めて管理状況がいいということでございました。問題の田や畑のみならず、周辺の山・山影そういったところは、きれいに整地あるいは枝刈りなんかをして管理十分という状況です。したがって周囲に影響を及ぼす状況は全くございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番・5番・6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。4番・5番は隣接して続き地になっています。両方とも譲渡人に面会をし、現地で確認しましたが、両方とも高齢になって跡取りも農業をするような人はいないので売りたいということで話が進んだようであります。譲受人の方が鍋島地区の山の方の畑等で大規模に果樹をやっている農業法人です。みかんを主体に作っているのです、耕作の方については問題ないし、隣地についても問題ありません。

6番については、事務局が説明したように、過去に申請して取り下げて再度と。面積的にも小さい、大型の農機は入らない住宅地の狭間の土地ですが、すでに手作業で耕作しております。近くの小さい農地も取得をして、なかなか熱心にやっております。問題ないと解釈しております。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページ、5ページになります。

番号1。土地の表示は、荒川字シモウラ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月29日、会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道・国見駅より西に約2キロメートルに位置する農地で、北側および西側は宅地、東側は市道、南側は貸人所有の農地ですが、転用についての同意を得ています。排水については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地東側の河川へ排水、雨水については申請地内に雨水樹を設け、雨水樹を経由し申請地東側の河川へ排水します。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2 土地の表示は、楠島字東松澤 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月29日、会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道・国見駅より南東に約1.3キロメートルに位置する農地で、南側は市道、西側は貸人所有の農地、東側および西側は農地ですが、所有者から転用について同意を得ています。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し南側市道側溝へ排水、雨水については敷地内に自然浸透および南側市道側溝へ排水します。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。なお、この案件に関しては農振農用地区域からの除外申出書が提出されており、除外決定後に転用許可されるものです。

続きまして、番号3 土地の表示は、具同字西ノ江 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料の5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道・具同駅より北に約280メートルに位置する農地で、東側は山林、西側は雑種地、南側は市道、北側は宅地となっており、周辺に隣接する農地はありません。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し西側市道側溝へ排水、雨水については敷地内に自然浸透および西

側市道側溝へ排水します。

申請地は具同駅より 300 メートル以内にある農地で第 3 種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番・2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、東中筋・中筋地区担当の清水です。先ほど事務局からの説明もありました。番号 1 ですが、1 月 29 日会長と事務局、岡本推進委員及び申請者代理人立会のもと現地確認を行いました。転用についての同意は得ているとのことです。排水については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し東側の河川に排水、雨水については雨水枡を設け河川に排水するということで問題はないと思われます。

続きまして、番号 2。1 月 29 日会長、事務局、岡本推進委員及び申請者代理人立会のもと現地確認を行いました。東側及び西側は農地ですが、所有者から転用について同意を得ているということです。排水についても、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水、雨水についても敷地内に自然浸透および南側市道側溝へ排水するということでした。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4 区の岡本です。清水委員が説明したとおりで、1 月 29 日に事務局と清水委員と現地に行きました。清水委員が説明したことに間違いありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当正木です。1 月 29 日会長、事務局と現地を確認しました。ここは 2 棟の賃貸住宅を建てるということです。生活排水については、合併浄化槽から既設の排水路へ流すということで、事務局の説明のとおりです。問題ございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書案について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書案は7ページになります。

それでは、1番から6番について説明いたします。借受人は後川地区で生姜、甘藷の栽培をしている認定新規就農者です。今回の申請は、新規と再設定の申請です。貸付人は6名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の7ページおよび前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和6年3月8日から令和9年3月7日までの3年間となっております。

続きまして7番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の8ページおよび前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和6年2月9日から令和9年2月8日までの3年間となっております。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番から6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川地区担当の山本です。1から6について説明します。1月28日に武井推進委員と借受人に会い、今回集積しようとしている農地と、借受人の農業への取組について聞き取りを行いました。対象となる農地は、露地ショウガと芋類の定植の準備をしていて、きれいに管理されていました。借受人は、令和4年3月にも農地集積で調査をし、その継続と新規の申請です。借受人は篤農家にショウガの栽培技術等々習って、農業の担い手として頑張っていました。若藤をホームグラウンドにして、露地栽培で農業経営を行う計画をもってい

て、問題はないと考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2区の武井です。山本委員と1月28日に圃場を訪問しました。借受人とは3、4年前からの付き合いがあり、よく分かっているつもりですが、段々分かるほどに非常に農業の知識に優れて、よく勉強していると分かりましたし、丁寧な農作業をやっている現場もよく確認させていただいております。そういう人物が若藤という地区に来ていただいたということで。今回も4反ぐらいから1町近くまで拡大したという案件です。

認定農業者として非常にグループとしての仲間が多くて、最盛期には窪川、大方、四万十辺りのグループが20人くらい集まって応援をしているという状況です。見るからに非常に活気があって仕事が早くてという、そういうグループです。そういう方が、この地区に来ていただいたということが、非常に人材不足の今日ですので喜んでいるということです。全く問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。7番についてですが、1月29日に借受人と面談しました。借受人は勤めはしていましたが退職しています。父親が耕作していた田を引き続いて稲を作っていくということです。借受人の土地の隣にこの5筆があり、この5筆を賃貸借で耕作していた方が出来なくなったので、この5筆を買って稲を作るということで、農機具も稲作に必要なものは一通り揃えています。現地も確認したら、田のままでありますので耕作するものと考えております。その田がちょっとじる田ということで、どうしたものかと考えてもいましたが、他の農家の助けも借りてやると。張り切ってやるということです。問題ございません。この賃貸借については3年間の期間ですが、またこの貸借期間を延長するということも考えているということでした。適当だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜〜

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議 長（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

取り消し願が1件提出されましたので報告します。別紙で配布しております資料をご覧ください。

農地法第3条の規定による許可の取り消しについてです。先ほど、第1号議案の番号6にて説明したとおりですが、許可書交付後に申請者より申し出があり、許可を取り消しするものです。取り消し願の届出後、申請地を改めた申請が今回の総会で審議したものです。

中筋地区のアンケートについてですが、12月22日付けで発送し、1月19日の締め切りとさせていただいていました。中筋地区の座談会は2月19日に横瀬集会所で行いますので、中心経営体である農家さんに通知しました。

具同地区のアンケートについてですが、1月18日付けで発送し、2月16日の締め切りとさせていただいています。具同地区の座談会は3月1日にJAふれいあいの店 具同店2階会議室で行う予定です。中筋地区と具同地区の農業委員、最適化推進委員の方々には、座談会開催における人集め等、ご協力をお願いします。

その他地区の座談会やアンケートについても、地区ごとに日程調整等の準備ができ次第、該当地区の委員さんに連絡して実施したいと考えております。そのときにはご協力をお願いします。

現在、下田地区のアンケートの準備を行っており、来週には発送予定です。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

◇議席番号8番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

女性農業委員の方から報告させていただきたいと思います。3回ほど研修をさせていただきまして、そのことについてです。11月16日、17日高知県女性農業委員ネットワークというのに参加しまして、中国・四国の総会を香川県高松市で行いました。内容は、主には香川県の女性農業委員の活動とか意見交換会だったのですが、どこも事情が同じだと感じたのは、高齢化と後継者不足ということでした。後継者不足を解消するのはなかなか難しいんですけど、農業におきましては楽しんでやっていて、そういう姿を見せないと後にくる人も苦しいだけではちょっと無理だろうなということで、自分たちが楽しむことを努力していったらどうだろうという意見が

ありました。女性農業委員登用促進ということがいつもあるのですが、まだまだ全国では登用されていない市町村がまだありまして、その中でも本市におきましては、来期も女性の委員が増えるということで、おかげさまで皆様のご協力とご理解をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

それと 12 月 7 日に、幡多地区の女性農業委員・推進委員で毎年研修会をさせていただいています。委員同士の交流会ということもありますが、先ほど言いましたように今回楽しんで農業をやっている井上靖好さん宅のパイナップルのハウスと大葉のハウスを見学させていただきまして、クリスマスパーティーとかも従業員さんたちと開催されているらしいのですが、そういう点では先駆的なことをやっているのです、皆さんもぜひ楽しんで農業をすることを心掛けていただきたいと思います。以上です。

それから、1 月 17、18 日に東京都千代田区の主婦会館プラザにおきまして、女性委員登用促進研修会というのに県から 4 名参加させていただきまして、女性ばかりですので白熱した意見が多々ありまして、その中で気になるのは、どうしても女性と男性と両方推薦されても結構男性を引き上げるようになってしまうこと。それは女性側にも多少問題はあると思うんですけど、女性だからというので、いまいち活動に甘さがあるのかなと報告されていまして。その中で行政の方からの意見は、ゆくゆくは男女共同参画ということで社会を目指すということで、どちらの委員も半々という参加があれば、もうちょっといろんな意見が混ざって、いい方向になっていくのではないかという意見がありました。以上です。

◆議長（福留会長）

その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~  
四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 2 月 9 日

議長 福留宣彦

署名委員 芝 順子

署名委員 岡村 猛